

## 第2回 芦屋市保育所・幼稚園あり方検討委員会

平成22年1月28日(木) 18:00～  
芦屋市役所北館4階 教育委員会室

### 【次第】

#### 1 開会

#### 2 議事

- (1) 前回の概要
- (2) 検討課題の整理
- (3) その他

#### 3 その他(次回日程等)

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
  - イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
  - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
  - (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

平成21年度 市立保育所職員数

H21. 4. 1現在(人)

保育所名	年 齢		0 歳	1 歳	2 歳		3 歳		4 歳		5 歳		合 計	所 長	副所長	保育士	看 護	調 理	用 務	合 計		
	配置基準(市)	1:3			1:5	1:5	1:6	1:15	1:20	1:30	1:20	1:30									1:20	1:30
精 道		6	10	15	19	20	20	20	1	14	1	4	90	1	1	14	1	4	1	22		
打 出				10	20	20	20	20	1	13	1	3	90	1	1	13	1	3	1	20		
大 東				5	10	15	15	15	1	9	1	2	60	1	1	9	1	2	1	15		
岩 園					10	15	18	17	1	8	1	2	60	1	1	8	1	2	1	14		
緑		6	10	10	15	19	20	20	1	12	1	4	80	1	1	12	1	4	1	20		
新 浜		6	10	20	20	20	24	24	1	15	1	4	100	1	1	15	1	4	1	23		
公立計		18	45	85	104	112	116	480	6	71	6	19	480	6	6	71	6	19	6	114		

# 幼稚園設置基準

1.趣旨	幼稚園の設置基準は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるもののほか、昭和31年文部省令第32号、最終改正平成7年文部省令第1号による。						
2.一学級の幼児数 (文部省令第3条)	(1)35人以下を原則とする。 (2)保育室面積53m <sup>2</sup> を基準とする。 (ほぼ全国的に指導される。法的規制はない。)						
3.園地・園舎・運動場 (文部省令第8条)	(1)園舎は2階建て以下を原則とする。 園舎を2階建てとする場合及び、特別の事情があるため、園舎を3階建て以上とする場合には、保育室・遊戯室・便所の施設は1階に置かなければならない。 (ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の避難上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を2階に置くことができる。) (2)園舎および運動場は、同一の敷地内にあることを原則とする。						
4.施設及び設備等	下記の施設・設備を備えなければならない。 (ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び、職員室と保育室とは、それぞれ兼用することができる。) (1)1.職員室 2.保育室 3.遊戯室 4.保育室 5.便所 6.飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 (2)保育室の数は、学級数を下つてはならない。 (3)飲料水用設備は、手洗用設備または足洗用設備と区別すること。 (4)飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものであること。						
5.園具・教具 (文部省令第10条)	幼稚園には、学級数および幼児数に応じ、教育上、保健衛生上必要な種類及び数の園具、教具を備えるとともに、常に改善し、補充しなければならない。						
6.その他の施設設備	次の施設および設備を備えるように努めなければならない。 (1)放送聴取設備 (2)映写設備 (3)水遊び場 (4)幼児洗浄用設備 (5)給食施設 (6)図書室 (7)会議室						
7.他の施設及び設備等の使用	幼稚園の施設および設備等(保育室を除く。)の一部は、特別の事情があるときは、教育上の支障のない限り、他の学校等の施設または設備等を使用することができる。						
8.園舎の面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)m<sup>2</sup> (3学級から1学級ごと100m<sup>2</sup>増)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180m <sup>2</sup>	2学級以上	320+100×(学級数-2)m <sup>2</sup> (3学級から1学級ごと100m <sup>2</sup> 増)
学級数	面積						
1学級	180m <sup>2</sup>						
2学級以上	320+100×(学級数-2)m <sup>2</sup> (3学級から1学級ごと100m <sup>2</sup> 増)						
9.運動場の面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)m<sup>2</sup> (4学級から1学級ごと80m<sup>2</sup>増)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)m <sup>2</sup>	3学級以上	400+80×(学級数-3)m <sup>2</sup> (4学級から1学級ごと80m <sup>2</sup> 増)
学級数	面積						
2学級以下	330+30×(学級数-1)m <sup>2</sup>						
3学級以上	400+80×(学級数-3)m <sup>2</sup> (4学級から1学級ごと80m <sup>2</sup> 増)						
10.廊下	小学校の基準ではあるが片側居室≧1.8m、両側居室≧2.3mが望ましい。 (指導されることもある。)						
11.階段	小学校の基準ではあるが、蹴上げ16cm以下、踏面26cm以上、踊場巾140cm以上が望ましい。 (指導されることもある。) 踊場は高さ3m以内ごとに設けること。 直接階段の場合の踊場巾は1.2m以上とする。						

# 町別・園区別・年齢別 住民数一覽

平成21年10月1日現在:住民基本台帳より

園名	街区名	学年齢					
		0	1	2	3	4	5
精道	53 宮塚町	8	8	10	5	3	8
	54 茶屋之町	9	14	7	5	7	6
	55 大林町	2	9	10	4	5	5
	56 公光町	2	7	9	4	12	10
	57 川西町	13	14	11	18	8	18
	59 津知町	14	17	19	17	10	7
	63 宮川町	3	2	8	5	6	9
	65 精道町	6	7	4	3	6	4
	67 平田北町	7	7	6	7	11	6
	77 平田町	2	6	8	4	6	8
	合計	66	91	92	72	74	81
宮川	61 南宮町	31	43	39	43	46	37
	70 大東町	50	46	41	38	42	38
	71 浜町	32	29	26	35	28	30
	72 西蔵町	27	29	30	17	22	28
	合計	140	147	136	133	138	133
	10 六蔵狂町	5	4	1	4	3	9
	20 岩園町	19	20	20	29	28	32
岩園	30 翠ヶ丘町の	29	35	36	44	26	27
	32 親王塚町の	5	4	9	5	4	8
	合計	58	63	66	82	61	76
	30 翠ヶ丘町の	13	18	16	15	19	13
	32 親王塚町の	8	10	8	8	9	5
	41 楠町	22	29	31	31	15	26
	50 春日町	22	18	13	20	17	20
小櫛	52 打出小櫛町	17	18	17	16	7	15
	60 打出町	4	3	2	3	3	2
	62 若宮町	3	2	1	3	5	1
	合計	89	98	88	96	75	82
	13 朝日ヶ丘町	57	83	55	52	78	70
	23 東山町	22	25	16	21	23	17
	合計	79	108	71	73	101	87

園名	街区名	学年齢					
		0	1	2	3	4	5
西山	04 奥山	5	4	2	5	1	5
	05 奥池町	6	2	4	5	2	3
	06 奥池南町	5	3	3	6	6	4
	16 山手町	21	17	27	10	18	13
	17 山芦屋町	8	12	14	8	6	6
	25 東芦屋町	17	12	17	12	14	15
	27 西山町	12	8	11	10	13	9
	29 三条町	18	25	19	22	20	26
	33 大原町	21	27	20	14	14	13
	34 船戸町	3	9	1	1	5	2
	36 松ノ内町	8	7	8	8	11	8
	37 月若町	9	3	7	7	6	2
	38 西芦屋町	2	6	9	5	6	3
	39 三条南町	5	6	10	10	16	11
	43 上宮川町	5	3	6	1	5	4
	45 業平町	12	12	8	10	9	4
	47 前田町	4	3	6	3	4	5
	49 清水町	12	8	10	8	12	8
	合計	173	167	182	145	168	141
伊勢	64 竹園町	9	9	6	9	11	8
	66 浜芦屋町	14	11	9	11	7	11
	73 吳川町	33	34	35	31	37	32
	74 伊勢町	24	19	26	24	21	33
	76 松浜町	17	17	18	17	14	20
	合計	97	90	94	92	90	104
	83 若葉町	24	23	17	25	18	20
	84 緑町	7	7	6	9	7	6
	85 潮早町	8	4	4	5	9	6
	90 陽光町	27	29	20	20	17	19
潮見	91 海洋町	9	7	7	12	12	13
	92 南浜町	23	24	35	28	26	24
	93 涼風町	3	1	3	3	1	1
	合計	101	95	92	102	90	89
	80 新浜町	6	16	11	10	10	15
	81 浜風町	2	10	4	9	5	8
	82 高浜町	34	42	29	42	37	32
合計	42	68	44	61	52	55	
浜風	合計	845	927	865	856	849	848

平成21年度 市立幼稚園教室・園児・教職員数

(平成21.5.1現在)

幼稚園名	定員	普通教室	過不足	4歳児		5歳児		園児数計		教員数				職員数			教職員数計
				学級	人数	学級	人数	学級	人数	園長	教諭	臨時講師	計	養護員	校務職	計	
精道幼稚園	280	8	4	2	34	2	45	4	79	1	4	1	6	1	1	2	8
宮川幼稚園	280	8	1	4	92	3	84	7	176	1	7	2	10	1	1	2	12
岩園幼稚園	175	5	1	2	41	2	48	4	89	1	4	2	7	1	1	2	9
小槌幼稚園	245	7	3	2	35	2	51	4	86	1	4	2	7	1	1	2	9
朝日ヶ丘幼稚園	280	8	4	2	44	2	39	4	83	1	4	2	7	1	1	2	9
西山幼稚園	210	6	2	2	57	2	49	4	106	1	4	1	6	1	1	2	8
伊勢幼稚園	280	8	4	2	40	2	50	4	90	1	4	2	7	1	1	2	9
潮見幼稚園	245	7	3	2	45	2	51	4	96	1	4	2	7	1	1	2	9
浜風幼稚園	245	7	5	1	30	1	34	2	64	1	2	1	4	1	1	2	6
合計	2,240	64	27	19	418	18	451	37	869	9	37	15	61	9	9	18	79

※ 学級編制基準 4歳児30人学級 5歳児35人学級